

令和6年

第1回市議会定例会 議案第32号

函館市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例（
令和2年函館市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第7項第2号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他
これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができ
る物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その
他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ
って，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る
記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，無料

低額宿泊所が文書の交付に代えて電磁的方法により入居に係る重要事項等の提供をする場合に関する規定を整備するため